第一 船舶からの有害水バラストの排出の規制

有害水バラストの要件は、 当該 水バラストに含まれる水中の生物の数がその大きさごとに一定容量当

たり一定数以上であること又は当該水バラストに含まれる大腸菌等の細菌 の数が一定容量当たり一 定数

以上であることとすること。

(第一条の四関係)

海洋環境 の保全の 一の見地 から有害となるおそれのない有害水バラストの排 出 の基準は、 排 出 海 域 が 公海

で ある場合に あって は公海において積み込まれた有害水バラス } の排出であること等 \mathcal{O} 要件 に、 排 出 海

域が 公海以 外の海域である場合にあっては排出される場所とおお むね同 1一の場所で積み込まれた有害水

バ ラストの排出であること等の要件に適合するものであることとすること。

^ること。 (第九条関係)

三 二以上の 船舶バラスト水規制管理条約 締 約国 |間において合意されて行われ る有害水バラストの排 出 (T)

要件は、 積込み及び排出を行う区域その他 の事 ·項を遵守して行われる有害水バラス <u>۱</u> の排 出 であること

とすること。

(第九条の二関係)

兀 法第十七条の六の規定による技術的読替えについて定めるものとすること。

(第九条の三関係)

五 湖沼等の環境の保全の 見地から有害となるおそれのない有害水バラスト湖沼等排出 の基準 は、 当該有

害 水バラス \vdash が 流 され、 又は落とされる場所とお おむ ね 同 一の場所で積み込まれた有害水バラストに

1 ての有害水バラスト湖沼等排出であること等の要件に適合するものであることとすること。

(第九条の四関係)

六 三は、二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖

沼等排出の要件について準用するものとすること。

、第九条の五関係

第二 バ ルティッ ク海 海 域、 北 海海 域、 北 米 海域及び米国カリブ海海域において船舶に使用 する燃料 油 の硫

黄 分の 濃度の基準を○・一 パーセント以下とするものとすること。

(第十一条の十関係)

第三 附則

この政令は、 部 の規定を除き、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

の施行の日から施行するものとすること。

、附則第一条関係

この 政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとすること。

(附則第二条から第七条まで関係)